

署名
税理士名

(電話)

送付事項	送付年月日	整理番号	事務所	管理番号	申告区分
送付年月日	送付年月日	整理番号	事務所	管理番号	申告区分

令和 年 月 日

法人番号

この申告の基礎となる修正決定の年月日

所在地

代表者氏名

期末現在の資本金の額

事業種目

法人名

法人区分

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の 申告書

摘要	課税標準	税率(%)	税額	備考
所得金額総額別表5⑳				(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額
年400万円以下の金額	000		00	試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額
年400万円を超え年800万円以下の金額	000		00	還付法人税額等の控除額
年800万円を超える金額	000		00	退職年金等積立金に係る法人税額
計 ㉑+㉒+㉓	000		00	課税標準となる法人税額 ①+②-③+④
軽減税率不適用法人の金額	000		00	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額
付加価値額総額				法人税割額 (5)又は(6)×100
付加価値額	000		00	道府県民税の特定寄附金税額控除額
資本等割額総額				税額控除超過額相当額の加算額
資本等割額	000		00	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額
収入金額総額				外国の法人税等の額の控除額
収入金額	000		00	仮装経理に基づく法人税割額の控除額
所得割				差引法人税割額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫
所得金額	000		00	既に納付の確定した当期分の法人税割額
付加価値額総額				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額
付加価値額	000		00	この申告により納付すべき法人税割額 ⑬-⑭-⑮
資本等割額				算定期間において事務所等を有していた月数
資本等割額	000		00	円×⑰/⑱
収入金額総額				既に納付の確定した当期分の均等割額
収入金額	000		00	この申告により納付すべき均等割額 ⑲-⑳
合計事業税額 (㉑又は㉒)+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗	00		00	この申告により納付すべき道府県民税額 ⑲+㉑
事業税の特定寄附金税額控除額				㉑のうち見込納付額
差引事業税額 ㉑-㉒-㉓-㉔	00		00	差引 ㉑-㉒
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				特別区分の課税標準額
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業				東海合都に⑰申告する算
所得割	00		00	同上に対する税額 ㉑×100
資本割	00		00	市町村分の課税標準額
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				同上に対する税額 ㉑×100
所得割	00		00	法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))
資本割	00		00	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額
㉑のうち見込納付額				還付請求
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額	00		00	中間納付額
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	00		00	還付を受けようとする金融機関及び支払方法
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	00		00	法人税の期末現在の資本金等の額
合計特別法人事業税額 ㉖+㉗+㉘	00		00	法人税の当期の確定税額
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				決算確定の日
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	00		00	解散の日
この申告により納付すべき特別法人事業税額 ㉙-㉚-㉛	00		00	残余財産の最後の分配又は引当の日
差引 ㉙-㉚				申告期限の延長の処分(承認)の有無 事業税 有・無 法人税 有・無
資本等の額(外貨)				法人税の申告書の種別 青色・その他 この申告が中間申告の場合の計算期間
資本等割額の額(外貨)				翌期の中間申告の要否 要・否 国外関連者の有無 有・無
資本等割額の額(外貨)				前事業年度の法人区分

(事業税)

(特別法人事業税)

